

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告は、インターネットの入札情報サービス(PPI) [<https://www.i-ppi.jp/>]に掲載されています。

令和8年9月11日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 五十川 泰史

1 工事概要

- (1) 工 事 名 R 8 金沢河川国道道路停電対策設備工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

- (2) 工事場所 能登国道維持出張所

- (3) 工事内容

機器単体費	1 式
無停電電源装置 20kVA	1 台
電源設備工	1 式
無停電電源設備設置工	1 台
配管・配線工	1 式
無停電電源設備撤去工	1 台
配管・配線撤去工	1 式

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年7月16日（金）まで

- (5) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に工事实績等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する令和6年能登半島地震に係る施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の試行工事である。

- 2) 本工事は、令和6年3月13日付け国土交通本省通知「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>

- 3) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記4(1)の担当部局に承諾願を提出すること。

- 4) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記 4 (1) の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
- 5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 6) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後 14 日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
- 7) 本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を配置することができる試行工事である。
- 8) 本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
- 9) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 10) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 11) 本工事は、企業の能力のみを評価する「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行工事である。
- 12) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 7・8 年度一般競争参加資格者で受変電設備工事の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第

154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 建設業の許可を受けた者で、北陸地方整備局管内(港湾空港関係事務に関するものを除く。)に「電気工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記(3)の要件を満たしていること。
- (6) 平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記1)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)所掌の工事に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。
 - 1) 無停電電源設備又は直流電源設備の製作据付工事であること。
ただし、移設工事及び支給品据付工事の施工実績は除くものとする。
- (7) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (8) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。
- (9) 本工事における無停電電源設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験等に関する体制を有すること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。
ただし、配置予定の主任(監理)技術者は、現場施工期間中に専任又は建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者(以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)を配置できること。
また、配置予定の主任(監理)技術者は、工場製作期間と現場施工期間において同一の技術者でなくてもよいが、同一の技術者でない場合は、それぞれの技術者が基準を満たすこと。ただし、工場製作期間の技術者は、下記2)の施工経験は必要としない。なお、本工事における現場施工期間は、令和9年6月から令和9年7月頃を予定している。
 - 1) 次のいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。
 - (ア) 下記のア)～オ)のいずれかの電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、電気工事に関する実務経験を有する者。
ア)高等学校(旧中等学校令による実業学校を含む。)、中等教育学校 5年以上

- | | |
|----------------------------------|------|
| イ)専修学校専門課程 | 5年以上 |
| ウ)高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。） | 3年以上 |
| エ)大学（旧大学令による大学を含む。） | 3年以上 |
| オ)専修学校専門課程の場合で専門士若しくは高度専門士を称する場合 | 3年以上 |
- (イ) 10年以上の電気工事の実務経験を有する者。
- (ウ) 国土交通大臣が(ア)又は(イ)と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した次の者。
- ア)1級、2級電気工事施工管理技士
- イ)技術士（電気電子部門又は建設部門）
- ウ)技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る。））
- エ)第1種電気工事士
- オ)第2種電気工事士で免状交付後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者。
- カ)第1種、第2種、第3種電気主任技術者で免状交付後、電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者。
- キ)建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者。
- ク)建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて国土交通大臣の登録を受けたものに合格した後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者。
- 2) 平成23年度以降に、元請として完成した受変電設備工事（工事の内容が電源設備又は発電設備或いは受変電設備のいずれか）の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が受変電設備工事（工事の内容が電源設備又は発電設備或いは受変電設備のいずれか）の施工経験を有していればよい。
- 元請として完成した上記の受変電設備工事（工事の内容が電源設備又は発電設備或いは受変電設備のいずれか）については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。
- ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。
- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任

(監理) 技術者は下記(a)又は(b)の施工経験を有すること(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。)。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が下記(a)又は(b)に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

(a) 前記2)の要件を満たす者。

(b) 令和3年度以降に、国土交通省の北陸を含む8地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)所掌の工事の主任(監理)技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること(配置予定の主任(監理)技術者の代要件)。ただし、契約工期(技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。)の1/2以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

5) 本工事は、「専任特例2号の場合の監理技術者」の配置を認める工事である。

(11) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。))及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。))の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(12) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(13) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(15) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記4(3)の申請書の提出期限日までの期間が1年を経過していること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。))。

(16) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料(変更分を含む。)をダウンロードした者又は下記4(2)4)に指定する方法で交付を受けた者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

- | | | |
|-----------|------------------------|---------------|
| 1) 施工体制 | (a)品質確保の実効性 | (b)施工体制確保の確実性 |
| 2) 企業の技術力 | A. 企業の施工能力 | |
| | (a)同種工事の施工実績 | (b)工事成績 |
| | (c)ワーク・ライフ・バランス等推進企業 | |
| | (d)優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰 | |
| | (e)生産性向上技術活用表彰 | |

(f) 地域精通度（地理的条件）

(g) 地域貢献度及び災害対応貢献度（災害時等における活動実績）

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点 100 点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

上記(1)の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

3) 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)、2)により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

(ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

- 2) 上記1)において、評価値が最も高い者が2者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目23番5号

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記1)のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記2)に電話又は電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

1) アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 交付場所：北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目23番5号

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

3) 交付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(1)のとおり。

4) 書面による交付方法：上記3)の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記2)へ郵送又は託送すること。CD等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。

(3) 申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10MBを超える場合及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に1部郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は10MB以下とする。）により提出するものとする（電子入札運用基準参照。）。なお、電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

1) 電子入札システムによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)のとおり。

2) 郵送、託送又は電子メールによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)のとおり。

受付場所：北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目23番5号

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送、託送又は電送による入札は認めない。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)の

とおり。

- 2) 紙による持参の場合の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)のとおり。

提出先は、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官。

開札の日時は、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(4)のとおり。場所は、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 1階入札室にて行う。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。

- 2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行金沢支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北陸地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北陸地方整備局金沢河川国道事務所)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

予決令第86条に規定する調査(低入札価格調査)を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 低入札価格調査を受けた者との契約については別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

- (5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者、監理技術者、専任指導者及び専任特例等の場合の監理技術者等の専任性及び要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

- (6) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者、監理技術者又は専任特例等の場合の監理技術者等、監理技術者補佐とは別に主任技術者、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を配置すること。

また、専任指導者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。

- (7) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から1年間、国土交通省北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)が発注する工事の入札参加を認めない(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。))。

- (8) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者

は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。

- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (12) 詳細は入札説明書による。

以上

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

(1) 入札説明書等の交付期間

令和８年９月１１日（金）から令和８年１０月２２日（木）までの
９時００分から１７時００分まで。

(2) 申請書及び資料の受付期間

令和８年９月２４日（木）の９時００分から１７時００分まで及び
令和８年９月２５日（金）の９時００分から１２時００分まで。

(3) 入札の日時

電子入札システムによる入札の締め切り

令和８年１０月２３日（金） １２時００分まで。

紙による持参の場合の締め切り

令和８年１０月２３日（金） １２時００分まで。

(4) 開札の日時

令和８年１０月２７日（火） １０時００分